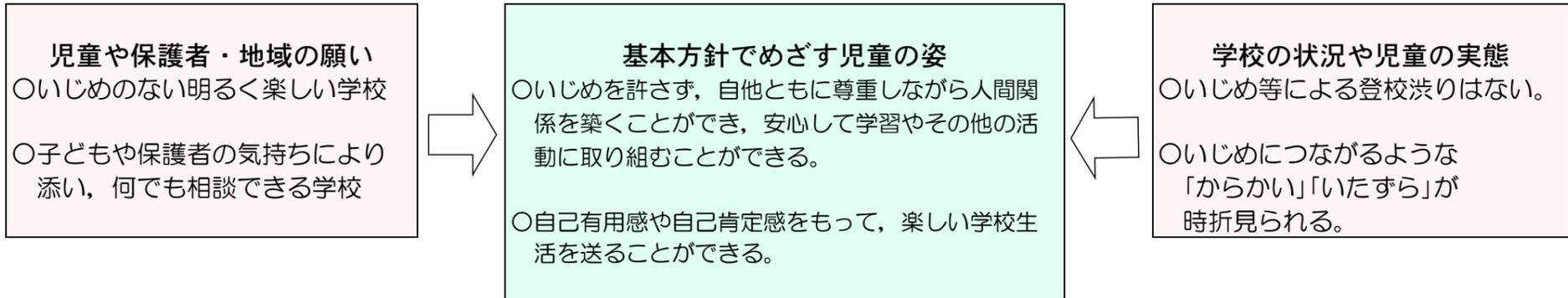


須坂市立小山小学校いじめ防止基本方針



学校のいじめ防止等のための基本方針

いじめの定義 ～いじめ防止対策推進法の定義より～
 「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめに対する基本的な考え方
 「いじめ」は、どの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは絶対許されない」ことの理解を促していく。そのために、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいく。また、いじめ問題への取り組みの重要性について、地域・家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいく。

「いじめ対策委員会」の設置
 ② 構成メンバー…校長、教頭、担任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等 必要に応じて関係教職員、スクールカウンセラー、PTA三役・学級会長会
 ②年2回(6月・11月)、定例会を開催 問題発生時には随時臨時委員会を開催

未然防止の取組	早期発見の取組	いじめが起きたときの対応
①いじめのない学校づくりに向けた指導の充実 ○ わかる授業 学習指導の充実 ○ 特色ある教育課程 道徳授業の充実 ○ 楽しい学校 特別活動の充実 ○その他 →自他の人権の大切さを認め合えるように様々な場面で指導 教職員による不適切な言動の根絶 など ②職員がいじめに対する意識の高揚と指導力の向上 ○いじめに対する全職員対象の校内研修会 ○いじめに関するチェックリストによる自己診断 ○いじめ防止のための職務別ポイントの設定 学級担任・養護教諭・生徒指導主任 等 ③校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善 ④保護者・地域との連携 ○ホームページ等を通じたいじめ防止対策の周知 ○ネットいじめに関する情報提供、研修会	①いじめの芽の早期発見→速やかに「予防的介入」 ○日常の観察 →交友関係の変化、体調や表情の変化 服装の乱れや言葉遣いの変化、出席状況の変化 日記・生活記録等の記述内容の変化 持ち物の紛失や変化、金銭の使い方の変化 保健室への訪問回数の変化 など ○本人・保護者等からの訴え →相談窓口の周知・掲示、定期アンケート実施 教育相談の充実 家庭訪問や個人懇談での情報交換 ○教職員による直接の発見 →毎回の職員会で情報交換できる場を設定 教務学年主任会で情報交換できる場を設定	①いじめへの早期対応 ○いじめ対策臨時委員会の開催 ○情報の共有化→組織的対応 ○被害児童・保護者の同意の下、事実関係の究明 ○現場発見の際は、即時介入、関係者全員から事実確認→教育相談→事実の再確認 ○被害児童・保護者への対応 →秘密厳守、共感的理解、精神的なバックアップ 心のケア、本人を守ることを約束 被害児童、保護者の願いを受け、共に対応 ○加害児童・保護者への対応 →本人・保護者と共に今後の家庭教育等について考え、改善していく いじめの背景にも目を向けた継続的な指導 ②いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への指導 ③ネットいじめへの対応 ④須坂警察署生活安全課等関係機関との連携

重大事態への対応
 ①教育委員会への報告とともに警察等関係機関に通報し、適切な援助を求める。
 ②市及び県教育委員会と連携して、須坂市学校問題解決支援者(弁護士・医師・臨床心理士などの外部専門家)の協力を仰ぎながら、原則として本校いじめ対策委員会が中心となり学校組織を挙げて対応する。
 ③事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら学校組織を挙げて行う。
 ④被害児童・保護者に対し、調査等によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。
 ⑤被害児童・保護者の意向に十分に配慮した上で保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
 ⑥いじめ対策委員会で再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

いじめ防止に関する年間指導計画
 <年度当初> 校長による「いじめ根絶宣言」→児童生徒・保護者へ
 <4～5月> 適応指導の充実 QUの実施及び教育相談[5月] いじめに関わる学習 いじめ防止に向けた校内研修
 <6～7月> 特別活動の充実 なかよし旬間[6月]の実施(いじめに関わる学習 いじめに関わるアンケートと教育相談[6月])
 ネットいじめ等に関わる講演・学習(高学年児童対象)
 <夏季休業中> いじめ防止研修会(三者面談:事案があった場合の被害児童・保護者,加害児童・保護者に実施)
 <9月～夏季休業明け> 休業明け適応指導 いじめに関わる学習
 <10～12月> 特別活動の充実 なかよし月間[11月]の実施(いじめに関わる学習 いじめに関わるアンケートと教育相談[11月])
 <冬期休業中> (三者面談:事案があった場合の被害児童・保護者,加害児童・保護者に実施)
 <1～3月> 休業明け適応指導 悩み相談 学校評価の検証・1月